

市有施設敷地内にあるコンクリートブロック塀の調査を実施しました

市有施設敷地内の 7 カ所のコンクリートブロック塀について不具合を確認しました。

■調査期間

平成 30 年 6 月 28 日（木）・29 日（金）

■調査方法

- ・市有施設（626 施設）のうち、コンクリートブロック塀の設置されている 12 施設 14 カ所について、市建築住宅課および資産経営課職員により現地を確認。
- ・ブロック塀の高さ・長さ・厚さの測定、控え壁・基礎・笠木の有無、傾き・ひび割れの状況確認、検知器での鉄筋の有無の確認を実施しました。

■調査結果

- ・建築基準法に適合していないブロック塀は 5 施設 6 カ所で判明。その内、傾きやひび割れのあるものが 5 カ所ありました。
- ・また、建築基準法には適合しているが、傾きやひび割れのあるものが 1 施設 1 カ所がありました。

建築基準法	傾き、ひび割れ	施設数	箇所数	場所
不適合	あり	4	5	加子母弓道場（2 カ所）、落合宿本陣内、苗木交番裏市有地、坂下病院駐車場
	なし	1	1	坂下弓道場
適合	あり	1	1	福岡総合事務所北口

■今後の対応

- ・上記 7 カ所について早急に取り壊し等を行います。
- ・取壊し等の対処を行うまでの間、注意喚起の看板等を設置します。

※参考 建築基準法施行令第 62 条の 8

- (主な内容)
- ・高さは 2.2 メートル以下であること。
 - ・高さ 1.2 メートルを越える塀には長さ 3.4 メートル以下ごとに控え壁を設けること。
 - ・鉄筋が縦横とも 80 センチメートル以下の間隔に入っていること。

お問い合わせ先

財務部 資産経営課 契約管財係 担当者：安保
電話：0573-66-1111（内線 332）